

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準	施設基本情報・設備概要	整理番号
		基本 I-1

[ 江東区様式 00 ]	亀戸第四保育園
--------------	---------

基本情報	施設管理者	エネルギー管理責任者	所属・役職	氏名	連絡先(内線等)	
		エネルギー管理担当者	所属・役職	氏名	連絡先(内線等)	
	施設の特徴	所在地	江東区亀戸4-21-13			
		建物用途	保育所・高齢者在宅サービスセンター			
		利用者数	平日 221 人	休日 0 人		
		開設年度	S59	年度		
		建築(改築)年度	H7	年度		
		建物規模	地下0階	地上3階		
		建物構造	RC			
		敷地面積	2,811.3	m <sup>2</sup>		
		延床面積	1,122.7	m <sup>2</sup>		
		施設内容	保育に欠ける児童の預かり			
		併設施設	高齢者在宅サービスセンター・在宅介護支援センター			
		備考				
契約電力	130	kW				

設備概要	空調設備	エアコン	289.4 kW	48 台
	照明設備	蛍光灯ツイン	40W	218 台
		蛍光灯ツイン	30W	33 台
		蛍光灯シングル	40W	16 台
	その他主要設備	エレベーター	30 kW	1 台

改訂履歴	改訂年月日	改訂内容		作成	承認
	平成 24 年 3 月 1 日	制定		河内	橋口

	制定年月日	平成 24 年 3 月 1 日
	実施年月日	平成 24 年 4 月 1 日

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準	[空調設備] 管理標準	整理番号
		空調 I-1

[ 江東区様式 01 ]	亀戸第四保育園
--------------	---------

1. 目的

このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする

2. 適用範囲

亀戸第四保育園に設置された空調設備に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル
運転管理	<p>運用管理により、空調設備の効率向上を図る</p> <p>空調運転時は、ブラインドやカーテンの管理等による負荷の軽減を図ると共に、以下の項目の通り、使用状況に応じた設備の運転時間や設定温度の設定、換気等を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 中間期（春・秋）の管理 原則、空調を停止し、主として外気冷房を行う</li> <li>② 空調の温度設定 夏季の冷房温度、冬季の暖房温度は、政府推奨温度に基づいて設定した「チーム江東・環境配慮推進計画」の内容に準ずる</li> <li>③ 室内 CO<sub>2</sub> 濃度の確保 1,000ppm 以下を確保できる範囲で、窓の開閉や換気扇の活用により外気量を調整する</li> <li>④ 運転開始時の留意点 予冷・予熱時は外気をカットして行う</li> <li>⑤ 運転時間の短縮 運転開始・停止時刻を予め設定し、室内および外気温度を勘案しながら、運転時間の短縮に努める</li> </ul>	1(1)①7	<p>管理基準は原則「チーム江東・環境配慮推進計画」の記載に準じる。但し運転時間等の詳細については、施設毎の運用実態を踏まえ、各施設でこれを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>②温度設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季冷房：28℃</li> <li>・冬季暖房：20℃</li> </ul> </li> <li>③室内 CO<sub>2</sub> 濃度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・CO<sub>2</sub> 濃度： 800～1,000ppm</li> </ul> </li> <li>⑤運転時間 <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転開始：7時20分</li> <li>・運転停止：20時30分</li> </ul> </li> </ul>	チーム江東・環境配慮推進計画
計測記録	<p>効率の監視、改善に必要なデータの把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 空調区画ごとの室内温度、湿度等の計測記録</li> <li>② 空調時間</li> </ul>	1(1)②7	・1回/月	記録簿
保守点検	<p>効率の維持向上対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① フィルターの清掃・交換、凝縮器のスケルの除去、冷媒量の点検</li> <li>② ファン及びコイルの清掃、ダンパの点検</li> </ul>	1(1)③7	・2回/年	記録簿
新設措置	<p>空調設備の選択</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 新設の場合、その時点での技術と投資効果内容により判断</li> <li>② 特定機器に該当する場合は、製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のもの採用を考慮</li> </ul>	1(1)④4		チーム江東・環境配慮推進計画

改訂履歴	改訂年月日	改訂内容	作成	承認
		平成24年3月1日	制定	河内
		制定年月日	平成24年3月1日	
		実施年月日	平成24年4月1日	

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準	[照明設備] 管理標準	整理番号
		照明 I-1

[ 江東区様式 02 ]	亀戸第四保育園
--------------	---------

1. 目的

このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする

2. 適用範囲

亀戸第四保育園に設置された照明設備に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル
運転管理	<p>1. JIS 規格における「推奨照度」参考に、過剰・不要な照明をなくす ＜事務所、作業領域又は活動領域の推奨照度 抜粋＞</p> <p>① 事務室 : 750 Lx ② 会議室、応接室 : 500 Lx ③ 受付、食堂 : 300 Lx ④ トイレ : 200 Lx ⑤ 倉庫 : 100 Lx</p> <p>2. 運用管理により、過剰・不要な照明をなくす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昼休み及び業務時間外における不必要な照明の消灯を徹底する。 廊下・ロビーなど共用部分についても、業務に支障のない範囲で消灯する</li> <li>・終業時に消灯可能な照明の電源を把握し、退庁時の電源オフを徹底する。また、組織改正等により職場レイアウトを変更した場合には、速やかに消灯可能な照明の見直しを行う</li> <li>・照明効果を考慮し蛍光灯管の間引きを行う</li> <li>・晴天時、可能な場合に窓側の照明を消灯する</li> <li>・駐車場、通路等の照明箇所、ライトアップ箇所を削減する</li> </ul>	1(3)①ア	JIS 規格の推奨照度を著しく超える照明については、これを是正する	JIS Z9110:2010 5.3 事務所
			1(3)①ア	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用
計測記録	<p>照度の計測記録</p> <p>① 予め測定点を定めて照度を測定・記録</p> <p>② 計測高さ (JIS C7612 に準ずる高さ) 室内は床上 80±5cm 机、作業台は上面または上面+5cm 以内 通路は床上 15cm 以下とする</p>	1(3)②	・1回/年	記録簿
保守点検	<p>照明器具及び光源の清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的にランプ、照明器具の清掃を行う</li> </ul>	1(3)③ア	・1回/年	記録簿
新設措置	<p>照明器具の選択</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎等の区有施設で使用している白熱電球については全廃し、LED 照明や Hf 型照明、電球型蛍光灯等のより消費電力の少ないものへ切り替える</li> </ul>	1(3)④ア		チーム江東・環境配慮推進計画

改訂履歴	改訂年月日	改訂内容	作成	承認
	平成 24 年 3 月 1 日	制定		河内
		制定年月日	平成 24 年 3 月 1 日	
		実施年月日	平成 24 年 4 月 1 日	

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準	[事務用機器] 管理標準	整理番号
		事務 1-1

[ 江東区様式 03 ]	亀戸第四保育園
--------------	---------

1. 目的

このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする

2. 適用範囲

亀戸第四保育園に設置された事務用機器に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル
運転管理	運用管理により、不要運転等をなくす ・ 昼休みや離席時などは、パソコンをこまめにシャットダウンする ・ 退庁時には、プリンタ等の OA 機器や電気ポット等の電源を消すなど電力消費の低減に努める ・ 稼働機器は、節電モードを機能させる ・ パソコンのディスプレイの輝度調整を 100%から 40%へ設定変更する ・ コンセントからプラグを抜くなど、待機電力低減に努める ・ 20 枚以上を超えるコピーの、簡易印刷機の使用の励行	1(6)①	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用	チーム江東・環境配慮推進計画
計測記録				
保守点検	・ 必要に応じ手定期的に保守及び点検を行う	1(6)②		
新設措置	事務用機器の選択 ① エネルギー効率の高い製品（トップランナーレベル、省エネバリンク制度等の環境バリンク製品）の導入を図る ② 施設や部屋の大きさにあった適性規模の機器の導入を図る	1(6)③	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用	チーム江東・環境配慮推進計画

改訂履歴	改訂年月日	改訂内容	作成	承認
		平成 24 年 3 月 1 日	制定	河内
		制定年月日	平成 24 年 3 月 1 日	
		実施年月日	平成 24 年 4 月 1 日	

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準	施設基本情報・設備概要	整理番号
		基本 I - 2

[ 江東区様式 00 ]

江東区児童会館

施設管理者	エネルギー管理責任者	所属・役職 放課後支援課 児童会館 館長	氏名 花島 秀基	連絡先(内線等) 03-3633-6911
	エネルギー管理担当者	所属・役職 放課後支援課 児童会館	氏名 菊川 晋吾	連絡先(内線等) 03-3633-6911
基本情報 施設の特徴	所在地	江東区住吉 1-9-8		
	建物用途	こどもが安全で健やかに過ごすことができる場の提供		
	利用者数	平日 311 人	休日 227 人	
	開設年度	S. 56	年度	
	建築(改築)年度	S. 56	年度	
	建物規模	地下 1 階	地上 3 階	
	建物構造	R C		
	敷地面積	4048.2	m <sup>2</sup>	
	延床面積	5385.4	m <sup>2</sup>	
	施設内容	幼児コーナー、図書コーナー、体育室、展示ホール、会議室、天体観測室		
	併設施設	深川北子ども家庭支援センター(平成 24 年 3 月 19 日まで児童会館内に併設予定)		
	備考	劇場(定員 465 人)休止中、プラネタリウム(定員 202 人)休止中		
契約電力	104	kW		

設備概要	空調設備	別紙「児童会館設備概要」参照	
	照明設備	別紙「児童会館設備概要」参照	
	その他主要設備	別紙「児童会館設備概要」参照	

改訂履歴	改訂年月日	改訂内容	作成	承認
	平成 24 年 3 月 3 日	制定	菊川 晋吾	花島 秀基
			制定年月日	平成 24 年 3 月 3 日
			実施年月日	平成 24 年 4 月 1 日

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		[空調設備] 管理標準		整理番号 空調 1-2	
[ 江東区様式 01 ]		江東区児童会館			
<p>1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする</p> <p>2. 適用範囲 江東区児童会館に設置された空調設備に適用する。</p>					
項目	内 容	判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル	
運転管理	<p>運用管理により、空調設備の効率向上を図る</p> <p>空調運転時は、ブラインドやカーテンの管理等による負荷の軽減を図ると共に、以下の項目の通り、使用状況に応じた設備の運転時間や設定温度の設定、換気等を行う</p> <p>① 中間期（春・秋）の管理 原則、空調を停止し、主として外気冷房を行う</p> <p>② 空調の温度設定 夏季の冷房温度、冬季の暖房温度は、政府推奨温度に基づいて設定した「チーム江東・環境配慮推進計画」の内容に準ずる</p> <p>③ 室内CO<sub>2</sub>濃度の確保 1,000ppm以下を確保できる範囲で、窓の開閉や換気扇の活用により外気量を調整する</p> <p>④ 運転開始時の留意点 予冷・予熱時は外気をカットして行う</p> <p>⑤ 運転時間の短縮 運転開始・停止時刻を予め設定し、室内および外気温度を勘案しながら、運転時間の短縮に努める</p>	1(1)①7	<p>管理基準は原則「チーム江東・環境配慮推進計画」の記載に準じる。但し運転時間等の詳細については、施設毎の運用実態を踏まえ、各施設でこれを設定する。</p> <p>②温度設定 ・夏季冷房：28℃ ・冬季暖房：20℃</p> <p>③室内CO<sub>2</sub>濃度 ・CO<sub>2</sub>濃度： 800～1,000ppm</p> <p>⑥運転時間 ・運転開始：9時 ・運転停止：21時</p>	チーム江東・環境配慮推進計画	
計測記録	<p>効率の監視、改善に必要なデータの把握</p> <p>① 空調区画ごとの室内温度、湿度等の計測記録 ② 空調時間</p>	1(1)②7	<p>①温度・湿度、圧力 ②運転時間 ・1回/日</p>	記録簿	
保守点検	<p>効率の維持向上対応</p> <p>① フィルターの清掃・交換、凝縮器のスケールの除去、冷媒量の点検 ② ファン及びコイルの清掃、ダンパの点検</p>	1(1)③7	・1回/月	記録簿	
新設措置	<p>空調設備の選択</p> <p>① 新設の場合、その時点での技術と投資効果内容により判断 ② 特定機器に該当する場合は、製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮</p>	1(1)④イ		チーム江東・環境配慮推進計画	
改訂履歴	改訂年月日	改訂内容		作成	承認
	平成24年3月3日	制定		菊川 晋吾	花島 秀基
		制定年月日	平成24年3月3日		
		実施年月日	平成24年4月1日		

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		[照明設備] 管理標準		整理番号	
[ 江東区様式 02 ]		江東区児童会館		照明 I - 2	
<p>1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする</p> <p>2. 適用範囲 江東区児童会館に設置された照明設備に適用する。</p>					
項目	内 容	判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル	
運 転 管 理	<p>1. JIS 規格における「推奨照度」参考に、過剰・不要な照明をなくす &lt;事務所、作業領域又は活動領域の推奨照度 抜粋&gt;</p> <p>① 事務室 : 750 Lx ② 会議室、応接室 : 500 Lx ③ 受付、食堂 : 300 Lx ④ トイレ : 200 Lx ⑤ 倉庫 : 100 Lx</p> <p>2. 運用管理により、過剰・不要な照明をなくす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昼休み及び業務時間外における不必要な照明の消灯を徹底する。廊下・ロビーなど共用部分についても、業務に支障のない範囲で消灯する</li> <li>・終業時に消灯可能な照明の電源を把握し、退庁時の電源オフを徹底する。また、組織改正等により職場レイアウトを変更した場合には、速やかに消灯可能な照明の見直しを行う</li> <li>・照明効果を考慮し蛍光灯管の間引きを行う</li> <li>・晴天時、可能な場合に窓側の照明を消灯する</li> <li>・駐車場、通路等の照明箇所、ライトアップ箇所を削減する</li> </ul>	1(3)①ア	JIS 規格の推奨照度を著しく超える照明については、これを是正する	JIS Z9110:2010 5.3 事務所	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昼休み及び業務時間外における不必要な照明の消灯を徹底する。廊下・ロビーなど共用部分についても、業務に支障のない範囲で消灯する</li> <li>・終業時に消灯可能な照明の電源を把握し、退庁時の電源オフを徹底する。また、組織改正等により職場レイアウトを変更した場合には、速やかに消灯可能な照明の見直しを行う</li> <li>・照明効果を考慮し蛍光灯管の間引きを行う</li> <li>・晴天時、可能な場合に窓側の照明を消灯する</li> <li>・駐車場、通路等の照明箇所、ライトアップ箇所を削減する</li> </ul>	1(3)①ア	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用	チーム江東・環境配慮推進計画	
計 測 記 録	<p>照度の計測記録</p> <p>① 予め測定点を定めて照度を測定・記録</p> <p>② 計測高さ (JIS C7612 に準ずる高さ)</p> <p>室内は床上 80±5cm 机、作業台は上面または上面+5cm 以内 通路は床上 15cm 以下とする</p>	1(3)②	・ 2回/年	記録簿	
保 守 点 検	<p>照明器具及び光源の清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的にランプ、照明器具の清掃を行う</li> </ul>	1(3)③ア	・ 1回/年	記録簿	
新 設 措 置	<p>照明器具の選択</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎等の区有施設で使用している白熱電球については全廃し、LED 照明や Hf 型照明、電球型蛍光灯等のより消費電力の少ないものへ切り替える</li> </ul>	1(3)④ア		チーム江東・環境配慮推進計画	
改 訂 履 歴	改訂年月日	改訂内容		作成	承認
	平成 24 年 3 月 3 日	制定		菊川 晋吾	花島 秀基
		制定年月日	平成 24 年 3 月 3 日		
		実施年月日	平成 24 年 4 月 1 日		

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		[事務用機器] 管理標準		整理番号 事務 I - 2		
[ 江東区様式 03 ]		江東区児童会館				
<p>1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする</p> <p>2. 適用範囲 江東区児童会館に設置された事務用機器に適用する。</p>						
項目	内 容		判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル	
運転管理	<p>運用管理により、不要運転等をなくす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昼休みや離席時などは、パソコンをこまめにシャットダウンする</li> <li>・ 退庁時には、プリンタ等の OA 機器や電気ポット等の電源を 消すなど電力消費の低減に努める</li> <li>・ 稼働機器は、節電モードを機能させる</li> <li>・ パソコンのディスプレイの輝度調整を 100%から 40%へ設定変更する</li> <li>・ コンセントからプラグを抜くなど、待機電力低減に努める</li> <li>・ 20 枚以上を超えるコピーの、簡易印刷機の使用の励行</li> </ul>		1(6)①	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用	チーム江東・環境配慮推進計画	
計測記録						
保守点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じて定期的に保守及び点検を行う</li> </ul>		1(6)②			
新設措置	<p>事務用機器の選択</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① エネルギー効率の高い製品（トップランナーレベル、省エネラベル制度等の環境ラベル製品）の導入を図る</li> <li>② 施設や部屋の大きさにあった適性規模の機器の導入を図る</li> </ul>		1(6)③	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用	チーム江東・環境配慮推進計画	
改訂履歴	改訂年月日		改訂内容		作成	承認
	平成 24 年 3 月 3 日		制定		菊川 晋吾	花島 秀基
			制定年月日	平成 24 年 3 月 3 日		
			実施年月日	平成 24 年 4 月 1 日		



## I-2児童会館設備概要

空調設備	冷温水発生機(R-1 180USRT)	10.4kw	=	1	台
	空調機(AHU-2)ロビー系	7.5kw	=	1	台
	空調機(AHU-3)舞台系	5.5kw	=	1	台
	空調機(AHU-4)楽屋系	2.2kw	=	1	台
	空調機(AHU-5)展示コーナー系	15kw	=	1	台
	空調機(AHU-7)事務室系	5.5kw	=	1	台
	空調機(AHU-8)会議室系	3.7kw	=	1	台
	照明設備	蛍光灯シングル	20w	=	1
		40w	=	232	台
蛍光灯ツイン		20w	=	43	台
		40w	=	209	台
蛍光灯5本組		20w	=	26	台
蛍光灯8本組		40w	=	13	台
ダウンライト		60w	=	2	台
		100w	=	39	台
スポットライト		100w	=	6	台
		300w	=	9	台
舞台照明		150w	=	98	台
姿見灯		60w	=	23	台
白熱灯		60w	=	3	台
その他主要設備	エレベータ(児童会館)	7.5kw	=	1	台
	エレベータ(天体観測室)	15kw	=	1	台
	冷却水ポンプ	22kw	=	1	台
	冷却塔	5.5kw	=	1	台
	一次冷温水ポンプ	7.5kw	=	1	台
	二次冷温水ポンプ	5.5kw	=	2	台
	二次冷温水ポンプ	2.2kw	=	1	台
	上水揚水ポンプ	2.2kw	=	2	台
	工水揚水ポンプ	3.7kw	=	2	台
	消火栓ポンプ	11kw	=	1	台
	汚水排水ポンプ	3.7kw	=	2	台
湧水排水ポンプ	1.5kw	=	2	台	